

世界遺産登録 25 周年記念「二条城まつり 2019」事業に係る仕様書

- 1 契約期間 契約の日から令和元年 12 月 27 日（金）まで
なお、事業開催期間は、令和元年 10 月 11 日（金）から
令和元年 12 月 8 日（日）まで（59 日間）
- 2 開催場所 元離宮二条城
- 3 事業経費 事業開催の経費として、委託料を支払う。
委託料上限額 13,495 千円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 4 委託業務
 - ・ 京都市民や観光客にとって、世界遺産・二条城の文化的価値が十分感じられ、集客及び世界遺産・二条城一口城主募金の増加に寄与する事業を実施すること。
 - ・ 実施に当たっては、国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解して行うこと。
 - ・ 各種イベント等の実施及び広報にあたっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。

(1) オープニングの実施

世界遺産登録 25 周年を踏まえたオープニングセレモニー（市長による挨拶，寄付受納式，パフォーマンスなどを含む）を実施すること。実施にあたっては，日程，場所，内容等を本市と協議のうえ，決定すること。

(2) 昼間イベントの企画及び実施

事業開催期間中の昼間に，京都の文化や二条城の文化的価値を感じられるイベントをはじめ，話題性，集客力のあるイベント（人気アニメ等とのコラボイベント，著名人によるパフォーマンスなど）を概ね 30 日間（事業開催期間 59 日間の約半分）実施すること。また，そのうちの 1 日に，本市が指定するパフォーマンスを取り入れること。各イベントの実施にあたっては，期間，場所，内容等を本市と協議のうえ，決定すること。なお，季節の変動に応じて，イベントに変化を加えること。

主な使用可能場所：二の丸御殿中庭，台所・御清所，東南隅櫓前庭，緑の園，桜の園

※上記以外の場所の使用を希望する場合は，本市と調整すること。

(3) 夜間イベントの企画及び実施

事業開催期間中の夜間に，二条城の文化的価値が感じられ，集客力のあるイベントを概ね 40 日間実施すること。

ア 本イベントは，入場料を受託者で収入し，その入場料収入でもって，告知（チラシ等の印刷を含む），発券（販売，印刷含む），設営・撤去，改札及び城内外の入退場者の誘導・安全管理，スタッフ（事務所問合せスタッフ，トイレ等の清掃

スタッフ、入場券売所スタッフ、警備員)の配置等実施に伴うすべての経費を賄うこと。

イ 入場受付時間、入場料、会場については、本市と協議のうえ、決定すること。

本市と協議した基準に基づき、入場料収入の一部を速やかに本市に収めること。

ウ 出札・改札付近及び二条城東側エントランス広場の入場券購入列等の整理に当たっては、元離宮二条城駐車場運營業務受託者及び二条城警備業務受託者と連携すること。また、整理に必要なベルトパーテーション等を用意すること。

エ 城内の夜間営業店舗の営業に配慮した運営を行うこと。

オ 演出に必要な機材は、受託者で準備・設置すること(物品調達を含む)。なお、一部、二条城事務所所有の機材(別添1参照)を使用することも可能とする。ただし、使用する照明器具の補修及び電球の取り換え費用は、受託者で負担すること。

カ 機材の設置等に当たっては、本市と事前に協議を重ね、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容にすること。

キ 季節の変化に応じて、機材を逐次移動するなど、演出に変化を加えること。

ク 開催前に、本市立会いによる演出確認を行うこと。また、マスコミ向け内覧会を行うこと。

ケ 二条城への搬入・搬出計画を調整・提出すること。

コ 閉場時間までに来場者が退場するよう誘導するとともに、残留者の検索を行うこと。

サ 各日の来場者数を、その内訳(例:大人、小学生、団体、減額対象者、招待券)とともに翌日までに本市に報告すること。

主な使用可能場所: 二の丸御殿、二の丸庭園、二の丸御殿中庭、台所・御清所、
東南隅櫓前庭、緑の園、桜の園

※上記以外の場所の使用を希望する場合は、本市と調整すること。

(4) 広報業務

ア 広報用印刷物

(ア) 別添2に記載の広報物を令和元年7月下旬までに制作(印刷、配送、翻訳、その他費用負担を含む)し、配布に当たっては、別途提供する本市指定先約500箇所へ配布すること。

(イ) 広報用印刷物については、広告掲載により、広告料を獲得し、本事業の充実を図ることを認める。なお、広告の相手方、内容は、京都市広告掲載基準によること。

イ その他

(ア) 二条城まつり開催期間中に、二条城内で開催されるイベントについて、本市から提供する情報に基づき、本事業と併せて広報を実施すること。

(イ) 上記以外に、SNSやマスメディア等を活用した独自の広報についても実施すること。

5 その他、当該事業に関し、本市が必要と認める事項

- ア 各種イベントを実施するにあたり、万一の事故等に備え、イベント保険に加入すること。
- イ 受託者は、イベント収入、広告、協賛、寄付等により、収入確保を図り、本事業の内容を充実させること。
- ウ 受託者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城事務所が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、受託者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、受託者が実費弁償すること。
- エ 電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、元離宮二条城事務所において、過去に同種の事業実績を有する業者に依頼し、また、事前に配線図、設営図面等を本市に提出し、承認を得ること。
- オ 事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法、文化財保護法等）に関する届出については、受託者が行うこと。
- カ 当該事業期間中、城内において、別事業が実施される場合は演出に係る音量等に配慮すること。
- キ 事業終了後、速やかに事業収支に係る報告書、明細書等を作成し、本市に提出すること。
- ク 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、本市の決定に従うこと。
- ケ 台風襲来時等については、必要に応じて資機材の撤去・養生等を行うこと。

(仕様書：別添１)

○元離宮二条城事務所が保有する照明器具の一覧

品名	規格／品番	台数
水銀灯２５０Ｗ	ＹＡ５４３６５（安定器付）	７
水銀灯２５０Ｗ	ＮＣ６２０８０ＢＫ（安定器付）	２
水銀灯１００Ｗ	ＹＡ５５３１３（安定器付）	２
ＰＡＲ３６形短筒ハロゲン３００Ｗ	ＭＳ－１５７５－０２	５８
ＰＡＲ３６形長筒ハロゲン３００Ｗ	ＭＳ－１５２６－０２	３２
ＰＡＲ５６形ハロゲン５００Ｗ	ＭＳ－１５２５－０２	５３
ＰＡＲ６４形ハロゲン１０００Ｗ	ＮＱ３０６３１	７
ハロゲン８５Ｗ	ＭＳ１４１４	１６９
ハロゲン１００Ｗ	１４９２両口ハロゲン	２９
レフ電球４０Ｗ	ＬＷ８４０５４Ｔ	２０
ＬＥＤ７Ｗ１８Ｗ	ＹＡ５２５９４Ｂ（座付）	２０
ＬＥＤ１０Ｗ	ＬＥＮ－１０Ｄ－ＥＳ－ＤＢＳ	７
ＬＥＤ３０Ｗ	ＬＥＮ－３０Ｄ－ＥＳ－ＤＢＳ	４
ＬＥＤ５０Ｗ	ＬＥＮ－５０Ｄ－ＥＳ－ＤＢＳ	３
ＬＥＤアイランプ	ＬＤＲ１８Ｌ－Ｗ／７３０	８
ＬＥＤ投光器	ＥＣＦ０１２２Ｌ／ＳＡ１／ＤＧ	３０
ＬＥＤスポット	ＮＮＹ２４００３Ｋ	１８
ＬＥＤ電球	ＰＡＲＡＴＨＯＭ・ＣＬＡＳＳＩ Ｃ・Ａ・ＷＷ	１８０

※ その他、友禅のデザインを配した足元灯（ＬＥＤ）【１８５基】

(仕様書:別添2)

種類	A4両面チラシ			B1ポスター		B3ポスター
	日本語	英語	中国語	日本語	英・中併記	日本語のみ
作成部数	75,000	25,000	25,000	30	30	11,000
配送先	約500箇所分に仕分けし、市内約430箇所、市外約70箇所に任意の配送業者により配送すること(市内配送分の内、約70箇所分は京都市役所本庁舎中央文書交換所、約30箇所分は二条城事務所に納品) ※事前に納品日を二条城事務所に連絡 ・〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541 元離宮二条城事務所 ・〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所本庁舎中央文書交換所 ※その他の配送先は、本市と協議のうえ、決定すること			任意の配送業者により、以下の2箇所に納品すること ※事前に納品日を二条城事務所に連絡 ・〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地 京都市交通局高速鉄道部営業課 (日本語25部、英・中25部) ・〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541 元離宮二条城事務所 (日本語5部、英・中5部)		配送不要 ※入稿データを二条城事務所に提供すること
納品ルール	本市が用意する鑑文を添えて、配送すること					
制作費(印刷を含む)以外の費用負担	・任意の配送業者への配送料の支払 ・翻訳費用			・任意の配送業者への配送料の支払 ・翻訳費用		
備考欄						・本市文化芸術企画課が実施する「KYOTO EXPERIMENT 京都国際舞台芸術祭2019」に係る事業広告を併せて掲載するため、費用は京都国際舞台芸術祭事務局と折半すること ・印刷費、配送費等については、京都国際舞台芸術祭事務局が一括で支出するため、製作費、印刷費、配送費の半額を当事務局へ支払うこと